

大分県報

平成二十八年
号外（一〇〇）
七月八日

（金曜日）

目次

告示

専決処分した予算の要領（二件）……………一
議決された予算の要領……………二

告示

大分県告示第三百八十四号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により、専決処分した予算の要領は、次のとおりである。
平成二十八年七月八日

大分県知事 広瀬 貞

平成28年度 大分県一般会計補正予算（第1号）

平成28年度大分県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ609,445,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年4月27日専決

第1表

歳入歳出予算補正

（歳入）

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---

平成二十八年七月八日

歳入合計	基金繰入金	既定額	補正額	計
12 繰入金	2	17,321,514千円	229,000千円	17,550,514千円
歳入合計		609,216,000	229,000	609,445,000

（歳出）

款	項	既定額	補正額	計
3 福祉生活費	4 災害救助費	62,482,879千円	29,000千円	62,511,879千円
8 土木費	3 河川海岸費	80,079,338	200,000	80,279,338
	4 港灣費	3,195,085	23,000	3,218,085
歳出合計		609,216,000	229,000	609,445,000

大分県告示第三百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により、専決処分した予算の要領は、次のとおりである。
平成二十八年七月八日

大分県知事 広瀬 貞

平成28年度 大分県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度大分県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,277,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ618,722,709千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

大分県報号外（告示）

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
平成28年6月3日専決

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)		既定額	補正額	計
9	国庫支出金	千円 90,005,838	千円 8,090,000	千円 98,095,838
	2 国庫補助金	61,145,773	8,090,000	69,235,773
11	寄附金	18,900	111,275	130,175
	1 寄附金	18,900	111,275	130,175
12	繰入金	17,550,514	1,030,318	18,580,832
	2 基金繰入金	17,064,627	1,030,318	18,094,945
14	諸収入	54,147,810	46,116	54,193,926
	5 収益事業収入	3,350,257	46,116	3,396,373
歳入合計		609,445,000	9,277,709	618,722,709
(歳出)				
款	項	既定額	補正額	計
2	総務費	千円 24,109,068	千円 46,116	千円 24,155,184
	2 企画費	5,634,475	46,116	5,680,591
6	農林水産業費	51,512,396	17,654	51,530,050
7	商工費	10,633,269	17,654	10,650,923
	1 中小企業費	39,074,556	3,030,074	42,104,630
	3 観光費	641,190	6,153,865	6,795,055
8	土木費	80,279,338	30,000	80,309,338
	3 河川海岸費	21,073,557	30,000	21,103,557
歳出合計		609,445,000	9,277,709	618,722,709

大分県報号外第三〇八十六号	大分県知事	官	廳	廳	頁
平成二十八年大分県議会第二回定例会で議決された予算の要領は、次のとおりである。					
平成二十八年七月八日					
平成28年度大分県一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算の補正)					
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,724,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ620,446,737千円とする。					
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。					
(地方債の補正)					
第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。					
第1表					
(歳入)	歳入歳出予算補正				
款	項	既定額	補正額	計	
7	分担金及び負債担金	千円 3,689,022	千円 32,979	千円 3,722,001	

	2 負担金	3,559,380	32,979	3,592,359					
9 国庫支出金		98,095,838	623,160	98,718,998	3 福祉生活費		62,511,879	108,997	62,620,876
	2 国庫補助金	69,235,773	623,160	69,858,933		1 社会福祉費	44,403,526	100,493	44,504,019
11 寄附金		130,175	45,669	175,844	2 児童福祉費	16,358,327	8,504	16,366,831	
	1 寄附金	130,175	45,669	175,844	4 保健環境費	32,995,474	10,000	33,005,474	
12 繰入金		18,580,832	391,418	18,972,250	5 義務生活衛生費	674,852	10,000	684,852	
	2 基金繰入金	18,094,945	391,418	18,486,363	6 農林水産業費		51,530,050	547,687	52,077,737
14 諸収入		54,193,926	55,802	54,249,728		1 農業費	10,650,923	198,265	10,849,188
	5 収益事業収入	3,396,373	34,337	3,430,710		3 農地費	17,107,715	334,000	17,441,715
	7 雑収入	4,446,887	21,465	4,468,352		4 林業費	13,804,380	10,600	13,814,980
15 県債		71,063,000	575,000	71,638,000		5 水産業費	5,667,570	4,822	5,672,392
	1 県債	71,063,000	575,000	71,638,000	7 商工費		54,081,831	9,375	54,091,206
歳入合計		618,722,709	1,724,028	620,446,737	2 工鉱業費	5,182,146	9,375	5,191,521	
	(歳出)				8 土木費		80,309,338	878,921	81,188,259
						2 道路橋梁費	42,341,494	574,000	42,915,494
						3 河川海岸費	21,103,557	181,500	21,285,057
				4 港湾費		3,218,085	41,548	3,259,633	
				6 住宅費	1,971,767	81,873	2,053,640		
2 総務費		24,155,184	76,602	24,231,786	10 教育費		121,359,633	35,532	121,395,165
	1 総務管理費	9,010,325	54,299	9,064,624		1 教育総務費	11,050,183	4,873	11,055,056
	2 企画費	5,680,591	12,303	5,692,894		7 社会教育費	2,469,763	30,659	2,500,422
	4 市町村振興費	945,509	10,000	955,509					

平成二十八年七月八日

大分県報号外(告示)

平成二十八年七月八日

大分県報号外(告示)

四

11 災害復旧費		11,648,921	56,914	11,705,835
	3 県立学校施設 災害復旧費		56,914	56,914
歳出合計		618,722,709	1,724,028	620,446,737

第2表

地 方 債 補 正

(1) 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円	千円	起債の方法	利率	償還の方法
県立学校施設災害復旧費	17,000	証券借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度以内にて元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

(2) 変更

起債の目的	補 正 前			補 正 後			摘 要		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
道路路費	千円 18,475,000				千円 18,870,000				
河川川費	6,864,000				6,907,000				
砂防費	2,914,000				3,034,000				

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

平成28年度 大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,197,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）				
款	項	既定額	補正額	計
1	港湾施設整備事業費	千円 2,053,411	千円 144,000	千円 2,197,411
	3 県債	610,000	144,000	754,000
歳入合計		2,053,411	144,000	2,197,411
（歳出）				
款	項	既定額	補正額	計
1	港湾施設整備事業費	千円 2,053,411	千円 144,000	千円 2,197,411
	1 港湾施設整備事業費	2,053,411	144,000	2,197,411
歳出合計		2,053,411	144,000	2,197,411

第2表

変更

地方債補正

起債の目的	補正前				補正後				摘要
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾施設建設事業費	千円 610,000				千円 754,000				

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。